

第20回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 令和7年2月12日(水)
招集場所 江府町役場2階多目的室

開 会 午前9時30分 会長宣言

出席 農業委員(11人)・農地利用最適化推進委員(3人)

1番	大岩 徹	7番	船越 征子
2番	森谷 雄	8番	本高 善久
3番	松本 良史	9番	遠藤 功
4番	加藤 直行	10番	山本 信男
5番	長尾 保	11番	宇田川 保
6番	高津 孝司		

竹内 求
見山 収

浦部 明郎

欠席 農業委員(0人)・農地利用最適化推進委員(2人)

千藤 誠
川上 幸恵

職員及び関係者 局長 西岡 浩治

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

- 第1号議案 農用地利用集積等促進計画(案)について
- 第2号議案 非農地証明の申請について
- 第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4号議案 令和7年春の農作業標準賃金(案)について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

10番委員 山本 信男

11番委員 宇田川 保

事務局： 失礼いたします。予定をされている委員さんがお揃いですので始めさせていただきますと思います。それでは第20回江府町農業委員会総会を開会したいと思います。日程に従いまして進めさせていただきます。日程の2番でございます。農業委員会憲章の唱和ということで、本日は松本委員さんにご発声をいただければと思いますので皆さんご起立をお願いします。

松 本： 憲章唱和

事務局： ありがとうございます。ご着席ください。続きまして日程の3番でございます。会長あいさつ、よろしく願いいたします。

会 長： 改めましておはようございます。今日はお寒い中お集まりをいただきましてありがとうございます。先週から今季最大の寒波が到来をしておりますが、皆様方の日常生活に支障はありませんでしょうかお察しいたします。さて、今般政府は平成の米騒動で制度化された備蓄米の一部を放出すると決定しました。背景は米の流通市場が目詰まりしていると言う事にあります。その要因は小売価格の将来的な上昇を見込んで一部の卸売業者や新規参入者が買いあさって投機的な思惑から小売価格が著しく上昇していると言う事であろうかと思えます。昨日もテレビで伝えましたが、5キロの小売価格が直近消費税を入れると平均で4,000円を超えていると言う事であります。私も先般スーパーに行って米売り場を覗いてみると、仁多米コシヒカリが消費税込みで5,000円を上回っており大変な価格になっています。思えば我々生産者米価は前年の6,400円から8,900円で騰過率が38%です。ところが今の小売価格4,000円強は騰過率が前年比80%から銘柄によっては倍化していると言う。この40%なるもの差が何で生じるかと言う事で、今申し上げたとおり投機的な動きがこの小売価格を著しく上昇させていると、こういう背景の中で国が今までとは違った判断で一時的放をして米の流通を促して小売価格を安定させると言う考え方で始まった様に思えます。ただこの一時放出は向こう一年以内の買戻し条件が付いておりますけれども、集荷業者であるJAが卸売業者に販売する相対取引価格にまで影響を及ぼすと、我々生産者にも大きな影響を及ぼすと言う事です。ここまで小売価格が上昇しますと、すでに起こっておりますけれども消費者の米離れが起こったら本末転倒だという風に思っております。今般の云わば令和の米騒動を契機に生産者にとっては再生産可能で一定の利益が確保できる生産者米価を、消費者にとっても主食として納得できる小売価格、そうした米の円滑な生産流通体系について、政府は行政指導を強化すべきではないかと感じているところでございます。次に先月総会において約束しました町長との本町農政全般に係る意見交換会。既に事務局から皆様方に意見、質問について募集をお願いしております。2月3日に農業公社理事会有りまして町長にお会いした際、意見交換会を我々農業委員会の総意としてお願いをしたいと言う事を申し上げましたら町長からご快諾をいただきました。今後皆様方の意見、質問を取り纏めて日程等調整をいたしますので、皆様方の率直且つ忌憚のないご意見、質問をいただき建設的な意見交換ができればという風に考えております。本

集積等促進計画（案）につきまして、事務局より提案説明をお願いします。

事務局： 資料の6ページからご覧ください。議案第1号でございます。農用地利用集積等促進計画（案）について、別添農用地利用集積等促進計画（案）について、意見決定にあたり審議を求めると言う事で、7ページ、8ページに掲載をさせて頂いております。46筆でございます。毎月総会で説明をさせて頂いておりますけども、新規の中でも初めて契約を結ぶと言うものにつきましては新規のところに黒丸を付けております。そちらにつきまして説明をさせて頂きます。後の白丸につきましては、中間管理機構を介しましての更新でございますので、説明は割愛をさせていただければと思います。農地番号1番から4番、貸出契約名義人が〇〇にお住いの〇〇〇〇〇さん、場所は大字〇〇字〇〇〇△△△△番、字〇〇△△△△番、△△△△番、△△△△番の4筆でございます。地目は〇でございます。作付内容は〇〇でございます。それぞれの面積は△、△△△㎡、△△△㎡、△、△△△㎡、△、△△△㎡、農振は〇でございます。契約期間は令和△年△月△日から令和△△年△月△日までの△△年間を予定しております。賃料としましては、6筆全体で△△△△の〇〇を△〇と言う事で計画をしておられます。中間管理機構を介しまして〇〇〇〇〇〇〇さんが借りられると言う事でございます。続きまして農地番号20番から24番、貸出契約名義人は〇〇にお住いの〇〇〇〇〇さん、場所は大字〇〇字〇〇△△△△番△、△△△△番△、〇〇〇△△△△番△、△△△△番△、△△△△番△でそれぞれの地目は〇でございます。作付内容は〇〇でございます。それぞれの面積は△、△△△㎡、△、△△△㎡、△、△△△㎡、△、△△△㎡、△△△㎡の5筆でございます。契約期間は令和△年△月△日から令和△△年△月△日までの△年間を予定しております。こちら5筆〇〇で〇〇△△△△を△〇と言う事で、中間管理機構を介しまして〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんが借りられると言う事でございます。続きまして8ページをご覧ください。農地番号32番から34番、貸出契約名義人は〇〇にお住いの〇〇〇〇〇さん、農地は大字〇〇字〇〇△△△△番、△△△△番、字〇〇△△△△番で、地目は〇でございます。作付内容は〇〇でございます。それぞれの面積は△、△△△㎡、△、△△△㎡、△、△△△㎡で農振は〇でございます。契約期間は令和△年△月△日から令和△△年△△月△日までの△年△ヶ月を予定しております。中間管理機構を介しまして〇〇にお住いの〇〇〇〇〇さんが借りられると言う事でございます。続きまして農地番号35番から40番、貸出契約名義人は〇〇にお住いの〇〇〇〇〇さん、該当地は大字〇〇字〇〇△△△△番、△△△△番△、△△△△番△、△△△△番△、△△△△番、△△△△番、地目は〇で作付内容につきましては〇〇でございます。それぞれの面積が、△、△△△㎡、△△△㎡、△△△㎡、△△△㎡、△、△△△㎡、△、△△△㎡でございます。農振は〇でございます。こちらの方も令和△年△月△日から令和△△年△△月△日までの△年△ヶ月としております。中間管理機構を介しましてこちら〇〇〇〇〇さんが借りられると言う事でございます。続きまして農地番号41番と42番、貸出契約名義人は〇〇にお住いの〇〇〇〇〇さん、場所は江府町大字〇〇字〇〇△△△△番、△△△△番の2筆でございます。地目は〇で作付内容は〇〇でございます。それぞれの面積は△、△△△㎡、△、△△△㎡、農振区分は〇でございます。期間は令和△年△月△日から令和△△年△△月△日までの△年△ヶ月としております。中間管理機構を介しまして〇〇にお住いの〇〇〇〇〇さんが借りられると言う事でございます。農地番号43番、貸出契約名義人は同じく〇〇〇〇〇さんで

ございますが、場所が大字〇〇字〇〇〇△△△番△でございます。地目は〇で〇〇の作付けでございます、面積は△△△㎡、農振は〇でございます。契約期間は令和△年△月△日から令和△△年△△月△△日までの△年△ヶ月でございます。賃料につきましては〇〇となっておりますが、こちらの方も〇〇にお住いの〇〇〇〇さんに作って頂くと言う契約でございます。農地番号44番、貸出契約名義人は〇〇〇にお住いの〇〇〇〇さん、場所は大字〇〇字〇〇△△△番、地目は〇で〇〇の作付けで面積は△、△△△㎡、農振は〇でございます。契約期間は令和△年△月△日から令和△△年△△月△△日までの△年△ヶ月でございます。賃料は1筆で〇〇△△△△、中間管理機構を介しまして〇〇にお住いの〇〇〇〇さんが借りられると言う事でございます。以上中間管理機構を介しまして全くの新規の筆につきまして説明をさせていただきました。以上でございます。

議長： 以上説明をしました。それでは担当委員の補足説明をお願いしたいと思います。まず農地番号1番から4番、同じく農地番号20番から24番は〇〇ですので松本委員お願いできますか。

松本： はい、まず1番から4番は〇〇〇〇〇さんのところですけども、こちらは本人から電話がありまして、以前は別の人が作っていたけれどもその方が〇〇になって出来ないと言う事で、〇〇の方で作ってくれないかと連絡がありました。農地番号5番の〇〇〇〇は以前から作っておりまして、そこからちょっと上がったところなので出来るかなと言う事で、今回耕作をさせてもらうと言う話になっております。賃料ですけど、これは本人と見山さんを介して相談させてもらいまして、〇〇はいらないと言っておられたんですけども、それでも結構な面積になりますので筆全体で〇〇△〇と言う話にさせてもらっています。農地番号20番から24番の〇〇〇〇さんですけども、〇〇さんは結構前に〇〇から出て〇〇の〇さんのところにおりましてこっちにおられず、最後まで耕作をしていたほ場も6年度は自己保全で作っておられないので、〇さんの方から作ってくれないかと言う話がありまして今回受ける事になりました。こちらの〇〇全体で△〇と言うのは、これは概ね約△反くらいなので、水張10アール△△キロと言う事でやっております。

議長： ありがとうございます。それでは農地番号32番から40番、これは〇〇ですが千藤推進委員がお休みですので、長尾代理お願いします。

長尾： 特に直接は聞いていないので、〇〇〇は圃場整備がしてある所です、誰か受けてもらえるのが一番良いのではないかと言う事しか分かりませんが、〇〇も〇〇を一生懸命やっておられますので、〇〇団地になると言う事になります。

議長： 分かりました。それでは農地番号41番から44番は〇〇地内ですので大岩委員お願いできますか。

大岩： 41番から43番の〇〇〇〇さんにつきましては、以前〇〇さんが作っておられた圃場ですけども、前回の総会で辞められたと言う事で、〇〇の集落の中で〇〇さんと〇〇さ

んの方で手を上げられたと言う事でございます。44番の〇〇〇〇さんも去年まで作っておられたんですけど、今年は止めると言う事でここについても農地が空くと言う事で〇〇さんの方で受けられたと言う事で、空いた所については順次集落内でも手分けしてでも作ってあげると言う事の様です。

議長： ありがとうございます。それでは質疑に入ります。本件について質問、意見のある方は挙手をお願いします。〇〇〇〇については従来は金銭の貸借が多かったですね。

松本： そうですね。

議長： 我々から見ても金銭の対価と言うのが比較的高いかなと、その分は〇〇さんが厳しいかなという風に見ていたんですけども、今回は〇〇と言う事で、経過については松本委員がおっしゃったとおりと言う経過の中で〇〇と言う事になるわけですね。

松本： そうですね、それと〇〇〇の方が△△年で〇〇の中が△年になっているのも、令和△△年頃に終期が訪れる農地があるので、令和△△年頃には今うちが反当△△、△△△円で借りているところの価格改定をさせてもらえればと思っております。そう言うのがあって△年と短めですけどもやっています。

議長： △△、△△△円はかなり厳しい、例えばの話ですけども、私が構成員の〇〇〇〇は△、△△△円ですからね、倍ですから、そこら辺はよく地域の人と議論をして進めて頂きたいと思います。皆さんの方からございませんか。無いようですので質疑を打ち切り採決を取らせていただきます。議案第1号、農用地利用集積等促進計画(案)につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

委員： はい(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり決定をいたしました。続きまして議案第2号、非農地証明の申請について、提案説明をお願いします。

事務局： はい、17ページをご覧ください。議案第2号、非農地判断と言う事でございます。次の土地は調査の結果農地法第2条第1項の農地に該当しない土地であることが確認されたため、非農地の判断について審議を求めると言う事で、申請番号3番として提出をさせて頂きました。所在地は江府町大字〇〇字〇〇△△△番、地目は〇、農振農用地区域外で△△△㎡、同じく字〇〇△△△番、地目は〇、農振農用地区域外で△△△㎡、大字〇〇字〇〇〇〇〇△△△番△、地目は〇、農振農用地区域外で△△△㎡、同じく字〇〇〇〇〇△△△番△の△、地目は〇、農振農用地区域外で△△△㎡、筆数としましては4筆でございいます。合計面積が△、△△△㎡になります。遊休農地の区分として再生利用が困難な農地と言う事で判断をさせていただければと思います。所有者は江府町大字〇〇△△△番地△にお住いの〇〇〇〇さんでございいます。備考欄に書いておりますが、現況は〇〇となっており、農地として使用していない、△△年来農地として利用していないと言う事

○にお住いの○○○○さん、譲受人は江府町大字○○にお住いの○○○○さんでございます。以上3件の農地法第3条の申請がございましたので審議をよろしく申し上げます。

議長： 所有権移転の申請が3件出ております。まず申請番号1番は○○ですので遠藤委員お願いします。

遠藤： はい、○○と言う事で私と西岡局長さんと現地の立会をいたしました。○○○○さんは○○○○さんの○さんですが、その○○さんの○○○さんに△○の△所有権を移転されるものでございます。現場は耕作されておりますのでご報告いたします。以上です。

議長： ありがとうございます。申請番号2番は○○○ですので本高委員お願いします。

本高： この場所は21ページをご覧くださいとわかると思いますが、○○○○の下手側に、以前○○○○で申請が出て、ここに○○さんが○を○○○○○と言うところの周辺にこの土地がございまして、確認をと言う事でしたが何分雪が降っておりますので、先ほど見てまいりましたがまだ出ていません、そのまま今後活用をされるという風に理解しております。

議長： ありがとうございます。続きまして申請番号3番、これは○○ですので松本委員引き続きお願いします。

松本： はい、ここは今○○○を作っているところでして、地権者の○○○○さんは娘さんに名義を変えたいと言ったところ、娘さんがいないと言う事で、○○さんとしても農地をすべて手放したいと言う希望がありまして、誰か貰ってくれないだろうかと言う話をしていたんですけど、その内の○○○は○○さんが誰もいなかったら私が受けましょうと言う事で引き受けて下さいました。

議長： ありがとうございます。それでは質疑に入ります。本件について質問、意見のある方は挙手をお願いします。特に無いようですので質疑を打ち切り採決を取ります。議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり決定いたしました。つきまして議案第4号、令和7年春の農作業標準賃金（案）につきまして、提案説明をお願いします。

事務局： はい、23ページをご覧ください。議案第4号、令和7年春の農作業標準賃金（案）について、令和7年春の農作業標準賃金の決定にあたり、審議を求めると言う事で24ページをご覧ください。こちらの方に令和7年の春の農作業標準賃金（案）と言う事で掲

載をさせていただきました。お手元の方に資料をお配りしておりますけども、農作業標準賃金の一般作業賃金については標準賃金等ございまして1,053円を税込みで計上させていただければと思います。草刈作業につきましては1,800円、こちらの方も税込みでございます。春作業につきましては田植えと言う事で、機械植えにつきましては整備田7,000円税込み、未整備田7,700円税込み、機械での畔付ですけども、こちらの方は60円そのままにしております。耕起・荒起こしと言う事で整備田7,000円税込み、未整備田7,700円税込み、荒がきにつきましては整備田5,900円税込み、未整備田6,600円税込み、代かきにつきましては整備田7,000円税込み、未整備田7,700円税込み、荒代かきと言う事で整備田8,800円税込み、未整備田9,900円税込みとしております。秋作業についてはまたご審議を頂ければと思います。物価高騰等ございますので夏に審議を頂ければと思いますので、秋の作業については未定とさせていただいております。標準賃金の案を提出させていただきましたのは、今年農業公社の改定がございまして、そちらを主に参考にさせていただきました。資料1と言う事で、農業公社の資料より引用させていただいております。プラスマイナスいくらになったかと言う事につきましては、こちらの方をご覧いただければと思います。一般作業と草刈作業については農業公社で提示がございませんので、鳥取県の最低賃金を参考にそれに消費税を掛けて1,053円と言う単価を算出しております。草刈につきましても上昇率からして1,800円が妥当ではないかと言う事で提案をさせて頂いております。畔付につきましてはそのままにしております。以上でございます。

議長： 春作業の標準賃金について提案をしました。ご意見を頂きたいと思います。

宇田川： 今鳥取県の最低賃金はいくらですか。

事務局： 957円そのものでございます。

宇田川： 分かりました。

議長： その他いかがでしょう、本件については我々農業委員会の方としても経過がありました。前年の農業公社の理事会で標準賃金の引き上げ提案がありましたけども、私の方から、引き上げをされると委託する農業者の負担額が増えると、なかなか厳しい中で再考をお願いしたいと言う事で、農業公社の提案を取り下げてもらいました。その中で前回春作業について現行通りと提案したところ、宮市法人の松本委員とすがさき法人の浦部推進委員の方から、諸物価上昇により、それぞれ法人が受託作業を行っているので、現状据え置きと言うよりも引き上げの方向で配慮願いたい、そう言うご意見をいただきました。ただ春作業についてはやむなく提案どおりご承認を頂いて、秋作業については上げる方向で努力すると言う事で、そのとおりの秋作業については農業公社、我々農業委員会も引き上げをいたしました。春作業についても先ほど申し上げたとおり、2月3日の農業公社の理事会によって引き上げ案が提案されましたので、農業委員会を代表して提案内容を良としました。ただ、必ずしも引き上げ幅が多い、実態に即しているとは言い難いと思います。思いますが一応そう言う経過の中で農業公社としても承認をされておしま

すので、私としては取り敢えずこれでご承認をいただいて、今後皆様方の意見をお聞きしながら農業委員会を代表して言うべきことはしっかり言って、皆様方の利益になる様な取り運びをさせていただきたいと思っておりますので、こんにちの様な提案をさせていただいた次第です。よろしくご審議を拝領いたします。よろしいでしょうか。それではご意見が無いようですので質疑を打ち切り採決を取らせていただきます。議案第4号、令和7年春の農作業標準賃金（案）につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり決定いたしました。以上が議事4項目です。日程に従い7その他、一括して事務局より説明をお願いします。

事務局： 1ページをご覧ください。その他でございます。（1）次回の農業委員会総会でございます。来月の3月11日火曜日を予定しております。時間は9時30分からでございます。会場は江府町防災・情報センターの2階防災研修室を使って総会を開催いたしたいと思っております。（2）農地相談会につきましては、今月の2月27日木曜日、午後1時30分から3時30分まで、会場は役場1階相談室で船越委員さんと本高委員さんにお世話になればと思っております。それから（3）3月農地相談会の予定としまして、3月27日木曜日の同じ時間、1時30分から3時30分でございます。場所につきましても同じ役場1階相談室で、遠藤委員さんと山本委員さんにお世話になればと思っております。以上でございます。

議長： これについて何かご意見はございませんか。よろしいでしょうか。その他何かございますか。慎重にご審議をして頂きありがとうございます。以上を持ちまして2月期の総会を閉じさせていただきます。ありがとうございます。

令和 年 月 日

署名委員 10番委員

署名委員 11番委員